

令和5年度

笠岡市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

笠岡市監査委員

笠 監 第 71 号

令和6年8月26日

笠岡市長 栗 尾 典 子 殿

笠岡市監査委員 中 西 尚 子

同 藤 井 義 明

令和5年度笠岡市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された、令和5年度笠岡市健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、別紙のとおり意見を提出します。

目 次

令和5年度笠岡市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見	1
第1 審査の対象	1
第2 審査の期間	1
第3 審査の方法	1
第4 審査の結果	1
1 健全化判断比率の状況	2
(1) 実質赤字比率	3
(2) 連結実質赤字比率	4
(3) 実質公債費比率	5
(4) 将来負担比率	6
(5) 令和4年度岡山県内各市の健全化判断比率	8
2 資金不足比率の状況	9
3 むすび	10
財政指標の対象会計範囲	11

(注) 1 文中の金額は、原則として万円単位で表し、端数は切り捨てた。このため計数が一致しない場合がある。

2 各図表中の金額は、原則として表示の1桁下位で四捨五入した。このため、合計と内訳の計や、総務部財政課作成の「財政健全化判断基準比率等の状況」に記載されている値と一致しない場合がある。

3 県内15市との比較を示した図表は、岡山県市町村課の公表資料「市町村決算に基づく健全化判断比率等」に基づいて作成した。

4 ポイントとは、パーセンテージ間の単純差引数値である。

5 略号・符号の用法は、次のとおりである。

－ 該当数値なし

△ 負 数

令和5年度笠岡市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第1 審査の対象

- 1 健全化判断比率
 - (1) 実質赤字比率
 - (2) 連結実質赤字比率
 - (3) 実質公債費比率
 - (4) 将来負担比率

- 2 資金不足比率

第2 審査の期間

令和6年8月2日から令和6年8月26日まで

第3 審査の方法

審査に当たっては、健全化判断比率及び資金不足比率が関係法令等に基づき算定されているか、また、これらの算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを確認することにより実施した。

第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令等に準拠して作成されており、計数は関係書類、諸帳簿と符合し正確であると認めた。

なお、健全化判断比率及び資金不足比率並びにこれらに対する審査意見は、次のとおりである。

1 健全化判断比率の状況

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に算定及び作成されているものと認められる。

第1表 健全化判断比率の状況

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	早期健全化 基 準	財政再生 基 準
	%	%	%	%	%	%
実質赤字比率	—	—	—	—	12.90	20.00
連結実質赤字比率	—	—	—	—	17.90	30.00
実質公債費比率	6.4	6.5	7.2	7.8	25.0	35.0
将来負担比率	59.5	51.0	51.3	48.2	350.0	—

(注) 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額がないため「—」と表示している。

2 早期健全化基準とは、地方公共団体が、財政収支の不均衡その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、健全化判断比率のそれぞれについて政令で定められた数値をいう。地方公共団体は、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、当該健全化判断比率を公表した年度の末日までに、当該年度を初年度とする財政健全化計画を定めなければならない。

(1) 実質赤字比率

令和5年度には実質赤字額は生じていないので、早期健全化基準の12.90%内である。

※実質赤字比率とは、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する割合をいう。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

第2表 実質赤字比率の状況

会 計 名		実 質 収 支 額				対前年度 増 減
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
一 般 会 計 等	一 般 会 計	千円 458,358	千円 813,038	千円 642,993	千円 336,901	千円 △ 306,092
	へき地診療施設特別会計	964	1,145	2,471	0	△ 2,471
	公共用地取得事業特別会計	0	0	0	0	0
一般会計等の実質収支		459,322	814,183	645,464	336,901	△ 308,563
標準財政規模		13,273,097	13,895,677	13,413,490	13,548,567	135,077
実質赤字比率 (注1) (%)		— (△3.46)	— (△5.85)	— 4.81	— (△2.48)	—
早期健全化基準 (%)		12.92	12.87	12.91	12.90	
財政再生基準 (%)		20.00	20.00	20.00	20.00	

(注1) 黒字の場合は負の値となる。

※標準財政規模とは、地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、標準税収額等に普通交付税等を加算した額をいう。

(2) 連結実質赤字比率

令和5年度には連結実質赤字額は生じていないので、早期健全化基準の17.90%内である。

※連結実質赤字比率とは、全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する割合をいう。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

第3表 連結実質赤字比率の状況

会計名		実質収支額又は資金不足額				対前年度 増減	
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
一般会計等		千円 459,322	千円 814,183	千円 645,464	千円 336,901	千円 △ 308,563	
公 営 事 業 会 計	国民健康保険事業特別会計	98,016	126,824	52,026	47,567	△ 4,459	
	国民健康保険真鍋島直営診療施設特別会計	3,538	1,330	470	1,636	1,166	
	後期高齢者医療特別会計	1,935	3,212	4,473	5,648	1,175	
	介護保険事業特別会計	157,723	205,335	222,088	104,147	△ 117,941	
公 営 企 業 会 計	法 非 適	土地造成事業特別会計	517	487	0	0	0
		工業団地造成事業特別会計	0	0	0	0	0
	法 適	水道事業会計	1,680,103	1,638,779	1,624,272	1,453,254	△ 171,018
		下水道事業会計	100,394	103,884	0	56,653	56,653
		病院事業会計	0	0	392,748	667,283	274,535
合計（連結実質収支額）		2,501,548	2,894,034	2,941,541	2,673,089	△ 268,452	
標準財政規模		13,273,097	13,895,677	13,413,490	13,548,567	135,077	
連結実質赤字比率 ^(注1) (%)		— (△18.84)	— (△20.82)	— (△21.92)	— (△19.72)	—	
早期健全化基準 (%)		17.92	17.87	17.91	17.90		
財政再生基準 (%)		30.00	30.00	30.00	30.00		

(注1) 黒字の場合は、負の値となる。

(3) 実質公債費比率（3か年の平均値）

令和5年度の実質公債費比率は7.8%となっており、早期健全化基準の25.0%内である。

※実質公債費比率とは、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する割合をいう。

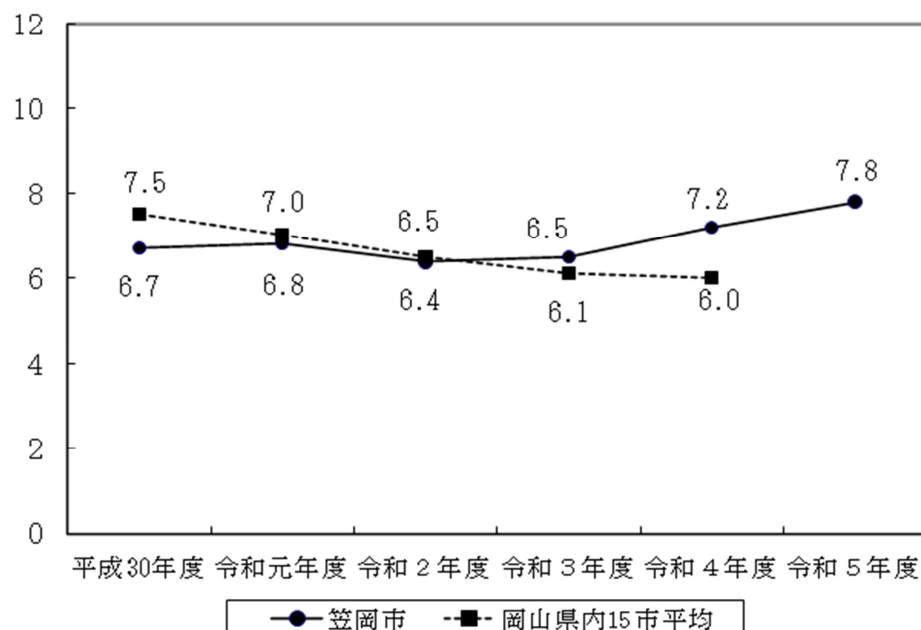
$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}} \times 100$$

(3か年平均)

第4表 実質公債費比率の状況

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	対前年度 増 減
	千円	千円	千円	千円	千円
地方債の元利償還金 ①	2,105,564	2,237,385	2,303,269	2,304,896	1,627
準元利償還金 ②	876,282	752,528	771,928	722,841	△ 49,087
①②に充てられる特定財源 ③	359,214	314,749	287,316	262,871	△ 24,445
①②に係る基準財政需要額算入額 ④	1,860,131	1,880,389	1,821,732	1,747,863	△ 73,869
標準財政規模 ⑤	13,273,097	13,895,677	13,413,490	13,548,567	135,077
実質公債費比率（単年度） ①+②-③-④ ⑤-④ ×100 (%)	6.7	6.6	8.3	8.6	ポイント 0.3
実質公債費比率（3か年平均） (%)	6.4	6.5	7.2	7.8	ポイント 0.6
早期健全化基準 (%)	25.0	25.0	25.0	25.0	
財政再生基準 (%)	35.0	35.0	35.0	35.0	

第1図 実質公債費比率の推移



(4) 将来負担比率

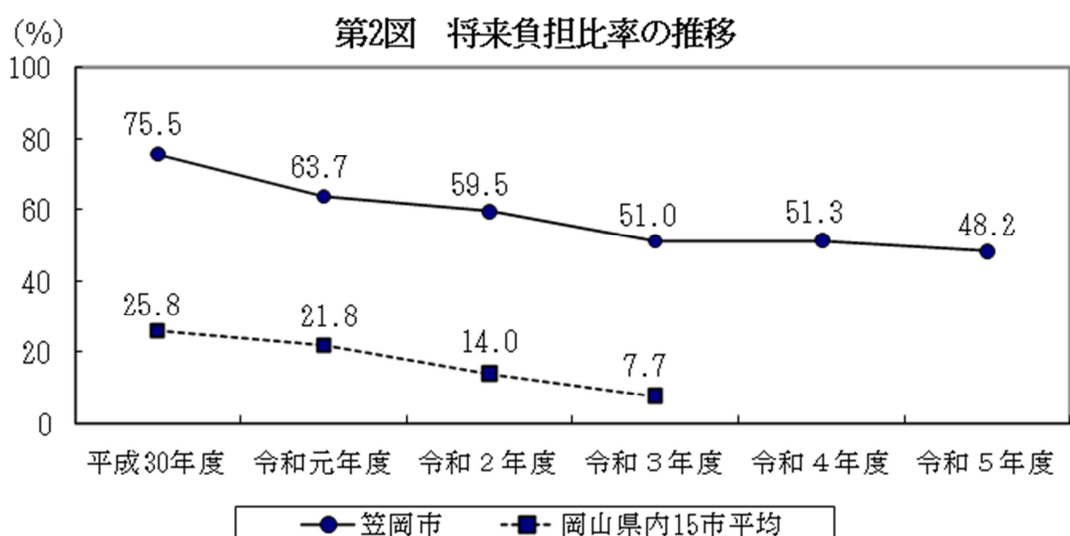
令和5年度の将来負担比率は、48.2%となっており、早期健全化基準の350.0%内である。

※将来負担比率とは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する割合をいう。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

第5表 将来負担比率の状況

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	対前年度 増減
	千円	千円	千円	千円	千円
将来負担額 ①	37,602,228	37,486,906	37,113,018	37,071,635	△ 41,383
充当可能基金額 ②	2,484,594	3,576,691	4,099,563	3,986,416	△ 113,147
特定財源見込額 ③	5,440,469	5,607,496	5,545,899	6,338,139	792,240
基準財政需要額算入見込額 ④	22,875,358	22,164,671	21,513,773	21,056,738	△ 457,035
標準財政規模 ⑤	13,273,097	13,895,677	13,413,490	13,548,567	135,077
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 ⑥	1,860,131	1,880,389	1,821,732	1,747,863	△ 73,869
将来負担比率 ① - (② + ③ + ④) / (⑤ - ⑥) × 100 (%)	59.5	51.0	51.3	48.2	ポイント △ 3.1
早期健全化基準 (%)	350.0	350.0	350.0	350.0	
財政再生基準 (%)	—	—	—	—	



○ 将来負担額

将来負担額は、一般会計等に係る地方債現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、一般会計等以外の特別会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額、市が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる市の負担見込額、退職手当支給予定額のうち、一般会計等の負担見込額、市が設立した法人等の負債額等に係る一般会計等の負担見込額などの合計である。

第6表 将来負担見込額の状況

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	対前年度 増減額
	千円	千円	千円	千円	千円
一般会計等に係る地方債現在高	26,613,353	27,449,329	27,442,216	28,106,413	664,197
債務負担行為に基づく支出予定額	456,539	418,573	517,121	542,384	25,263
一般会計等以外の特別会計の地方債の償還に係る一般会計等からの繰入見込額	6,940,868	6,123,275	5,718,287	5,103,055	△ 615,232
組合等の地方債の償還に係る負担見込額	655,081	501,834	384,253	251,360	△ 132,893
退職手当支給予定額に係る負担見込額	2,936,387	2,992,894	3,049,083	3,065,525	16,442
設立法人の負債額等に係る負担見込額	0	1,001	2,058	2,898	840
連結実質赤字額	0	0	0	0	0
組合等の連結赤字額に係る負担見込額	0	0	0	0	0
合 計	37,602,228	37,486,906	37,113,018	37,071,635	△ 41,383

(5) 令和4年度岡山県内各市の健全化判断比率

第7表 令和4年度岡山県内各市の健全化判断比率

(単位：%)

区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
<早期健全化基準>	<11.25～15.0%>	<16.25～20.0%>	<25.0%>	政令市<400%> 市町村<350%>
岡山市	—	—	5.3	—
倉敷市	—	—	2.5	—
津山市	—	—	12.4	94.5
玉野市	—	—	4.0	—
井原市	—	—	9.0	—
総社市	—	—	6.8	—
高梁市	—	—	11.8	52.8
新見市	—	—	7.8	14.7
備前市	—	—	9.6	—
瀬戸内市	—	—	8.6	31.3
赤磐市	—	—	7.6	—
真庭市	—	—	10.7	—
美作市	—	—	10.8	—
浅口市	—	—	7.4	—
笠岡市	—	—	7.2	51.3
平均	—	—	6.0	—

出典：「令和4年度市町村決算に基づく健全化判断比率等」（岡山県市町村課の公表資料）から。

2 資金不足比率の状況

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に算定及び作成されているものと認められる。

すべての公営企業会計において、資金の不足額は生じていない。

※資金不足比率とは、公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する割合をいう。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

第8表 資金不足比率の状況

特別会計の名称		資金不足額 ①	事業の規模 ②	資金不足比率 ①/②×100	経営健全化 基準
		千円	千円	%	%
法 適 用	水道事業会計	—	865,352	—	20.0
	下水道事業会計	—	625,431	—	
	病院事業会計	—	1,759,069	—	
法 非 適 用	土地造成事業特別会計	—	0	—	
	工業団地造成事業特別会計	—	0	—	

(注) 資金不足額及び資金不足比率について、資金不足額が生じていない会計は「—」と表示している。

第9表 資金不足・剰余額の状況

特別会計の名称		資金不足・剰余額				対前年度 増減額
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
		千円	千円	千円	千円	千円
法 適 用	水道事業会計	1,680,103	1,638,779	1,624,272	1,453,254	△ 171,018
	下水道事業会計	100,394	103,884	0	56,653	56,653
	病院事業会計	0	0	392,748	667,283	274,535
法 非 適 用	土地造成事業特別会計	517	487	0	0	0
	工業団地造成事業特別会計	0	0	0	0	0

(注) 資金不足・剰余額は、資金不足を生じている場合、負の値で表示される。

3 む す び

各比率の状況をみると、実質赤字比率については、赤字を生じていないため比率は算定されず、3億3,690万円の実質黒字額となっている。

連結実質赤字比率については、赤字を生じていないため比率は算定されず、26億7,308万円の連結実質黒字額となっている。

実質公債費比率については、直近3か年を平均した当年度の比率は7.8%で、早期健全化基準内である。前年度に比べ0.6ポイント上昇した。単年度の比率は8.6%で、前年度と比べ0.3ポイント上昇した。これは、元利償還の繰出基準に基づく公営企業への繰入金及び一部事務組合の地方償還金に対する負担金等が減少したこと、控除額となる特定財源等が減少したこと、標準財政規模は増加した一方で控除される基準財政需要額算入額が減少したことで比率が増加したものである。

将来負担比率については、48.2%と早期健全化基準内である。前年度に比べ3.1ポイント減少した。これは、公営企業債等繰入見込額及び組合負担等見込額が減少したこと、将来負担額が減少したこと、標準財政規模が増加したこと、控除される算入公債費が減少したことによるものである。

資金不足比率については、すべての公営企業会計において、資金の不足額は生じていない。

以上のように、審査に付された指標は、いずれも非該当又は早期健全化基準、経営健全化基準を下回る結果となっている。

本市では、今後予定している大規模な事業の実施により、市債借入額の増加に伴い、実質公債費比率及び将来負担比率の上昇が懸念される。事業実施においては、十分に精査し慎重に取り組むとともに、財源の確保に努め、市債の発行については、将来的に過度の負担となることがないように配慮されたい。

引き続き、適切な財政運営のもとで、安定した財政基盤を構築されるよう望むものである。

財政指標の対象会計範囲

笠岡市の連結対象

区 分		実質赤字比	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率					
笠 岡 市	普通会計	一般会計	↑	↑	↑	↑					
		へき地診療施設特別会計									
		公共用地取得事業特別会計									
	公営事業会計	国民健康保険事業特別会計									
		国民健康保険真鍋島直営診療施設特別会計									
		後期高齢者医療特別会計									
		介護保険事業特別会計									
	公営企業会計	法非適					土地造成事業特別会計	↓	↓	↓	↓
							工業団地造成事業特別会計				
		法適					水道事業会計				
下水道事業会計 病院事業会計											
一 部 事 務 組 合 ・ 広 域 連 合	岡山県笠岡市・矢掛町中学校組合										
	岡山県西部地区養護老人ホーム組合										
	岡山県西部衛生施設組合										
	岡山県西部環境整備施設組合										
	笠岡地区消防組合										
	岡山県市町村総合事務組合										
	岡山県市町村税整理組合										
	岡山県後期高齢者医療広域連合 岡山県西南水道企業団										
第 三 セ ク タ ー 等	笠岡市総合福祉事業団 吸江社										
	笠岡市文化・スポーツ振興財団										
	笠岡放送株式会社										